

千葉県告示第725号

千葉県環境影響評価等技術指針の公表について

千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第39号）第7条第2項の規定により、千葉県環境影響評価等技術指針の一部を改定したので、同条第4項の規定により告示します。

令和2年9月2日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県環境影響評価等技術指針表2の快適な生活環境の保全に係る環境要素の大区分中

「

その他	その他快適な生活環境の保全に係る影響
-----	--------------------

を

」

「

その他	その他快適な生活環境の保全に係る影響（反射光等）
-----	--------------------------

に

」

改める。

附 則

この技術指針は、令和2年10月1日から施行する。